

第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託仕様書

1 業務名

第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務目的

本業務は、上北山村が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期上北山村子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、計画案等の作成を支援するとともに、その基礎資料とするためのニーズ調査を実施するものである。また、受託者は、こども基本法やこども大綱等を踏まえ、計画策定に必要となるべき資料の収集・作成、事業量の推計、目標量の設定、上北山村子ども・子育て会議等への参画及び運営支援、計画策定支援を行い、適正で実効性のある新計画の策定に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日までとする。

4 業務内容

業務の内容は次のとおりとする。ただし、国が示す計画策定に関する関連法令や基本方針等の動向を注視しながら、新計画の内容及び策定業務を充実させ、また、効率的・効果的に業務を実施するため企画提案を積極的に行うものとする。

(1) ニーズ調査の実施と分析

調査対象者

ア. 未就学児・就学児童の保護者 約30件（16頁程度）

イ. 義務教育学校前期課程5・6年生及び後期課程7-9年生本人 約10件（4頁程度）

※設問設計・調査票の印刷、回収票の入力・集計・分析、報告書作成

※発送・回収は村が行う。

(2) 需要量の推計及び目標量の設定

国が進める「働き方改革」の進展による家庭保育と公的保育サービスの役割分担及び幼児教育無償化による財源の確保など社会経済の動向を見極め、子ども・子育て支援施策の展開や方向性、サービスの需要量、当村の地域特性等を調査分析し、整理を行う。

(3) 子ども・子育て会議の運営支援

上北山村子ども・子育て会議（2回開催予定）の開催にあたり、資料作成の支援等を行い、会議にはオブザーバーとして出席し、会議結果の会議録を作成し、その後の作業に反映させる。

(4)事業計画素案の策定支援（計画骨子原案作成）

上記の結果を反映し、新計画の作成を行う。

(5)成果品

- ア. ニーズ調査報告書 電子データ 一式
- イ. 計画書 電子データ 一式（A4判、100ページ程度）
- ウ. 本業務における調査分析内容、各種協議内容、事業検討資料、各種作成資料等
- エ. その他、本業務において、村の指示により作成した資料一式

(6)契約締結後の提出書類

受託者は、契約締結後に次の書類を提出するものとする。

- ア. 業務着手届
- イ. 業務工程表
- ウ. 各担当者届
- エ. その他発注者が指示する書類

(7)検査

業務完了時には、業務完了届及び「(5)成果品」に示す成果品を提出し、発注者の完了検査を受けること。

5 その他

業務履行にあたっての受託者の注意事項

- (1)本仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度、当村と協議するものとする。
- (2)業務遂行にあたり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び上北山村個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）を遵守し、関係情報の取扱いに留意し、情報漏えいがないように十分注意を行うこと。また、当村の承諾を得ずに本業務の契約締結により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。
- (3)全ての成果品に係る著作権、著作権は当村に帰属するものとする。なお、本契約終了後、本業務成果品の使用及び第三者への開示は当村の承認を受けること。